

事務局規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人みらいファンド沖縄（以下、当財団という。）定款第55条第4項の規定に基づき、当財団の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第2章 組織

(事務局)

第2条 事務局に、事業部・法人運営部を置く。

2 部局の分掌は、別紙の「業務の分掌」に定める。

第3章 職制

(職員等)

第3条 事務局には、事務局長の他、次に掲げる職員を置くことができる。

- (1) 事務局次長
- (2) 部長
- (3) 事務スタッフ
- (4) ボランティアスタッフ
- (5) インターンスタッフ

2 前項以外の職制を定める場合は、代表理事の承認を得なければならない。

第4章 職責

(職員の職務)

第4条 事務局長は、代表理事の命を受けて、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、事務局長を補佐するものとし、事務局長に事故があるとき、又は事務局長が欠けたときは、事務局次長が職務を代行する。

3 部長は、事務局長の命を受けて、担当する部の事務を行う。

4 事務局長、事務局次長、部長以外の職員は、上級者の命を受けて、担当部局の事務に従事する。

(職員の任免及び職務の指定)

第5条 職員の任免は、代表理事が行う。

2 職員の職務は、代表理事が指定する。

第5章 事務処理

(文書による処理)

第6条 事務の処理は、文書または、電磁的記録によって行うことを原則とする。

(事務の決裁)

第7条 事務は、原則として担当者が文書または、電磁的記録によって立案し、上級者及び事務局長を経て、「理事の職務権限規程」に規定する決裁権者（以下、決裁権者という。）の決裁を受けて実施する。

2 前項の規定は、事業の開始・途中変更・終了をする際にも適用する。

(緊急を要する事務の決裁)

第8条 緊急を要する事務で重要でないものは、事務局長の決裁によって処理することができる。ただし、この場合においては、事務局長は遅滞なく決裁権者の承認を得なければならない。

(代理決裁)

第9条 代表理事が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、代表理事があらかじめ指定する者が決裁することができる。

2 前項の規定により代理決裁した者は、事後速やかに代表理事に報告しなければならない。

(規程外の対応)

第10条 本規程以外の事務局に関する事項で、公印及び文書に関する事項は、別に「印章取扱規程」及び「文書管理規程」に定める。

(細則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第12条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2019年7月6日より施行する。(2019年7月6日理事会議決)

(別紙) 業務の分掌

事務局規程	
部局	分掌事務
法人運営部	<ul style="list-style-type: none">① 理事会及び評議員会に属すること② 登記・諸届に関すること③ 事務所の賃貸借及び火災保険に関すること④ 規程類の制定・改廃に関すること⑤ 役職員の人事・労務及び福利厚生に関すること⑥ 寄附者・会員管理に関すること（寄附金・会費の事務に関する ことを含む）⑦ 財務及び会計に関すること⑧ その他特命事項
事業部	<ul style="list-style-type: none">① 事業計画及び事業報告に関すること② 助成・融資事業に関すること③ 情報収集・発信事業に関すること④ フォーラム等開催事業に関すること⑤ 調査・研究事業に関すること⑥ 寄附プログラムに関すること⑦ 寄附者・会員とのリレーションに関すること⑧ 寄附者・会員の勧誘・新規開拓に関すること⑨ その他特命事項